

# 教育・保育施設の設備・運営に関する基準について

	認可外保育施設	認可保育所	幼稚園
職員数	○保育所と同様	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 ※常時2名以上	○学級編成（1学級原則35人以下）を行い、学級担任を少なくとも1人配置
教員等の資格	○3分の1以上が保育士又は看護師	○保育士（※1）	○幼稚園教諭
居室設備	○保育室	0・1歳児:乳児室又はほふく室 2歳以上児:保育室又は遊戯室	○職員室、保健室、保育室、遊戯室は必置 （ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可）
居室面積	○保育室1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める	○居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準 【乳児室:1人1.65㎡以上】 【ほふく室:1人3.3㎡以上】 【保育室又は遊戯室:1人1.98㎡以上】 ○園舎面積について規定なし	○居室の種類に応じた面積基準について規定なし。 ○学級数に応じた、園舎全体の面積基準 【1学級:180㎡, 2学級320㎡, 3学級以上:1学級につき100㎡増】
屋外設備	—	○満2歳以上の幼児を入所させる場合は、屋外遊戯場は原則設置 ○特別な事情がある場合、一定条件を満たせば付近の代替地も可 【満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上】	○運動場は必置 ○園舎と同一の敷地内又は隣接することが原則 ○学級数に応じた面積基準 【1学級:330㎡, 2学級:360㎡, 3学級:400㎡, 4学級以上:1学級につき80㎡増】
給食提供	○食事の提供範囲に関する規定なし。	○全ての在園児に対する食事の提供が前提 ※自園調理。ただし、満3歳以上児に対する食事については外部搬入可	○食事の提供範囲に関する規定なし。
給食設備	○給食を提供する場合は、調理室が必要 ○外部搬入を行う場合は、調理設備が必要	○調理室は必置。 ※外部搬入を行う場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。	○給食施設を備えるように努める。